



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 5
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 5
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 6
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の休止の届出（福祉政策課）…………… 7
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課）…………… 7
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 8
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 8
- 救急病院の告示（保健医療政策課）…………… 9
- 沖縄県農業会議の会議員で知事の定める定数を廃止する告示（農政経済課）…………… 9
- 造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示（森林管理課）…………… 9
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定・6件（漁港漁場課）……………14
- 沖縄県漁港管理条例に基づく使用許可を要する甲種漁港施設の指定・4件（漁港漁場課）……………16
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）……………17

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課）……………18
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（消費・暮らし安全課）……………18

### 訓 令

- 沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（文化振興課）……………19
- 通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（交流推進課）……………19

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程……………19

### 教育委員会事項

- 指定技能教育施設における連携科目等の追加指定……………32
- 指定技能教育施設における連携科目等の指定の解除……………32

### 収用委員会事項

- 沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則……………33

## 規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県規則第6号

## 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第2条関係）

## 現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800

	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
	44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
	45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
	46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
	47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
	48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
	49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
	50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
	51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
	52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
	53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
	54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
再任用職員以外の職員	61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	358,100
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	358,600
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	359,100
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	359,500
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	360,000
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	360,500
76	212,900	254,500	286,300	313,200	361,000	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	361,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	361,900	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	362,400	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	362,900	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	363,300	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	363,800	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	364,300	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	364,800	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	365,200	
86	218,600	258,000	291,100	316,100		
87	219,100	258,300	291,700	316,400		
88	219,800	258,600	292,300	316,600		
89	220,300	258,800	292,600	316,800		
90	220,900	259,000	293,100	317,100		
91	221,500	259,400	293,600	317,400		

	92	222,000	259,600	294,000	317,700	
	93	222,400	259,900	294,400	317,900	
	94	222,900	260,300	294,900	318,200	
	95	223,400	260,600	295,400	318,500	
	96	223,900	260,900	295,900	318,700	
	97	224,500	261,100	296,200	318,900	
	98	225,000	261,400	296,600	319,200	
	99	225,500	261,600	297,100	319,500	
	100	226,000	261,900	297,600	319,700	
	101	226,400	262,200	298,000	319,900	
	102	226,900	262,400	298,400		
	103	227,500	262,700	298,700		
	104	228,100	263,000	299,000		
	105	228,500	263,200	299,300		
	106	229,000	263,400	299,700		
	107	229,500	263,700	300,100		
	108	229,900	263,900	300,500		
	109	230,100	264,200	300,800		
	110	230,500	264,500	301,200		
	111	231,000	264,800	301,600		
	112	231,500	265,000	301,900		
	113	231,800	265,200	302,100		
	114	232,300	265,500	302,400		
	115	232,800	265,700	302,700		
	116	233,300	265,900	302,900		
	117	233,600	266,200	303,100		
	118	234,000	266,500	303,400		
	119	234,400	266,800	303,700		
	120	234,800	267,100	303,900		
	121	235,200	267,200	304,100		
	122		267,500	304,400		
	123		267,800	304,700		
	124		268,100	304,900		
	125		268,200	305,100		
	126		268,500	305,400		
	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

30

29

別表第5中

を

に改める。

31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	34
36	35

**附 則**

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 現業職員の号給の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第56号）附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

**告 示**

**沖縄県告示第170号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ゆいまー歯科	うるま市石川二丁目10番17号1階B号室	平成28年12月1日
宮良クリニック	浦添市伊祖二丁目3番1号202号	平成28年12月1日
有限会社内間薬局	伊江村字川平131番地1	平成29年1月1日
ふる里薬局	大宜味村字塩屋1306番地63	平成29年1月1日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市知花六丁目25番5号	平成29年1月8日
沖縄下肢静脈瘤クリニック	宜野湾市大謝名五丁目6番1号崎間ビル1F	平成29年2月1日

**沖縄県告示第171号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いるか薬局	西原町棚原一丁目20番地の14	西原町字棚原245番地1	西原町棚原一丁目20番地の14	平成28年11月5日

### 沖縄県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
嬉の里デイサービスセンター	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

#### 2 短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
嬉の里ショートステイ	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

#### 3 特定施設入所者生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
特定有料老人ホームむつみ寮	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

#### 4 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所まえばら	宜野湾市真栄原三丁目7番7号	宜野湾市真栄原二丁目11番2号102号	宜野湾市真栄原三丁目7番7号	平成28年1月1日
嬉の里指定居宅介護支援事業所	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日
ケアプランカデナ	嘉手納町字嘉手納300番地	嘉手納町字水釜557番地	嘉手納町字嘉手納300番地	平成29年1月1日

#### 5 介護老人福祉施設

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
介護老人福祉施設嬉の里	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

#### 6 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
嬉の里デイサービスセンター	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

## 7 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
嬉の里ショートステイ	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

## 8 介護予防特定施設入所者生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
特定有料老人ホームむつみ寮	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

## 9 第1号通所事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
嬉の里デイサービスセンター	南風原町字新川538番地	南風原町字新川470番地の1	南風原町字新川538番地	平成28年5月1日

## 沖縄県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成29年3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
ひが薬局	うるま市みどり町五丁目3番2号	平成29年1月1日
おひさま薬局長浜店	読谷村字長浜1743番地2	平成29年2月28日

## 沖縄県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成29年3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
ヘルパーステーションみのわ	うるま市字江洲636番地	平成28年6月1日

## 2 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
ヘルパーステーションみのわ	うるま市字江洲636番地	平成28年6月1日

## 3 第1号訪問事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
ヘルパーステーションみのわ	うるま市字江洲636番地	平成28年6月1日

**沖縄県告示第175号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
宮良クリニック	浦添市伊祖二丁目3番1号202号	平成28年12月1日
内間薬局	伊江村字川平132番地1	平成28年12月31日
ふる里薬局	大宜味村字塩屋1306番地63	平成29年1月1日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年1月8日
幸薬局	西原町字幸地1034番地	平成29年2月1日

**沖縄県告示第176号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年1月8日

## 2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年1月8日

## 3 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年1月8日

## 4 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年1月8日
幸薬局	西原町字幸地1034番地	平成29年2月1日

## 5 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年1月8日

## 6 介護予防訪問介護



指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年 1月 8日

## 7 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年 1月 8日

## 8 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年 1月 8日

## 9 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年 1月 8日

## 沖縄県告示第177号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
宜野湾記念病院	宜野湾市宜野湾三丁目3番13号	医療法人緑水会	平成29年 3月 1日	平成32年 2月 29日

## 沖縄県告示第178号

昭和55年沖縄県告示第549号（沖縄県農業会議の会議員で知事の定める定数）は、廃止する。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県告示第179号

造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

造林事業補助金交付規程（昭和54年沖縄県告示第383号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「施業図」を「位置図及び施業図」に改める。

第6条第1号イ中「育成単層林作業路、育成複層林作業路、機能増進保育作業路、森林空間作業路、絆の森作業路、高性能林業機械作業路、特定林地改良作業路、衛生伐作業路、特定間伐作業路及び長期育成循環作業路」を「森林作業道」に改める。

第6条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 補助金受領者は、造林事業と一体的に実施される森林作業道の開設又は改良がある場合において、当該造林事業を補助金の交付の対象となる事業規模以上実施しないとき（天災不可抗力によるものと

して知事が認めたときを除く。)は、当該森林作業道につき、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (4) 補助金受領者は、更新伐を行った場合においては、当該地につき、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。

第6条中第6号を第7号とし、同条第5号中「補助金の交付を受けた者」を「補助金受領者」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 補助金受領者は、前号に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき相当な期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業区分及び事業内容		面積又は規模	経費	補助率
森林環境保全直接支援事業	人工造林	1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上	当該事業に要する経費	10分の7以内。ただし、緑化推進特別対策事業については、10分の10以内
	樹下植栽等			
	下刈り			
	倒木起こし			
	枝打ち			
	除伐			
	保育間伐			
	間伐			
	更新伐			
	付帯施設等整備			
	森林作業道整備			
環境林整備事業	被害森林整備	人工造林	当該事業に要する経費	10分の7以内
		樹下植栽等		
		下刈り		
		倒木起こし		
		枝打ち		
		除伐		
		保育間伐		
		更新伐		
		付帯施設等整備		
		森林作業道整備		
		林野不発弾等事前探査		
	次に掲げる事業に係る事前探査			

		(1) 森林環境保全整備事業 (2) その他関連事業			
共生環境整備事業	森林空間総合整備事業	全体計画調査	おおむね50ヘクタール以上のまとまりがある森林	当該事業に要する経費	10分の7以内
		共生環境整備			
		樹木等の植栽			
		雑草木の除去			
		不用木の除去・不良木の淘汰			
		枝葉の除去			
		林間広場整備			
		土壌条件の改良			
		その他			
		付帯施設整備			
		標識類整備			
		林内作業場整備			
		駐車場整備			
		防火施設整備			
		溪流路整備			
		環境教育促進施設整備			
		健康増進広場整備			
		健康促進施設整備			
		林内歩道等整備			
		林内歩道			
森林作業道					
用地等取得					
土地取得					
立木竹取得					
絆の森整備事業	絆の森整備事業	全体計画調査	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上かつ5ヘクタール以上のまとまりがある森林	当該事業に要する経費	10分の7以内。ただし、緑化推進特別対策事業については、10分の10以内
		共生環境整備			
		樹木等の植栽・播種			
		雑草木の除去			
		不用木の除去			
		枝葉の除去			
		ビオトープの森整備			
		水辺環境整備			

		原植生回復整備 その他 付帯施設整備 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 機能保持施設整備 給排水施設整備 休憩施設整備 防護柵等整備 溪流路整備 林内歩道等整備 林内歩道 森林作業道 用地等取得 土地取得 立木竹取得																		
機能回復整備事業	特定森林造成事業	人工造林 樹下植栽等 下刈り 倒木起こし 枝打ち 除伐 保育間伐 間伐 更新伐 特定林地改良 付帯施設等整備 森林作業道整備	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上の森林	当該事業に要する経費	10分の7以内。ただし、緑化推進特別対策事業については、10分の10以内															
第1号様式中		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施行地</th> <th>事業の内容</th> <th>造林の区分</th> <th>樹種</th> <th>面積</th> <th>苗木本数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施行地	事業の内容	造林の区分	樹種	面積	苗木本数	備考											
施行地	事業の内容	造林の区分	樹種	面積	苗木本数	備考														

を

施行地	施業区分	事業内容	樹 種	面 積	苗木本数	備 考
				ha	本/ha	

に改め、同様

式の(注)1中「作業路」を「森林作業道」に改め、同様式の(注)3中「事業の内容欄に不発弾等事前探査と」を「施業区分欄に対象事業名を」に、「造林の区分欄に対象事業名を」を「事業内容欄に不発弾等事前探査と」に改め、同様式の(注)4中「造林作業路」を「森林作業道」に改め、同様式中「特殊林地改良事業」を「特定林地改良」に改め、同様式別紙1中

「事業区分 種別」を「施業区分 事業内容」に、「数量 本 kg」を「数量 本/ha kg/ha」に改め、同様式別紙1の(注)2

中「総括位置図」を「位置図」に改め、同様式別紙1の(注)3中「事業区分欄」を「施業区分欄」に改め、同様式別紙1の(注)4中「種別欄」を「事業内容欄」に、「保育、作業路等」を「下刈り、森林作業道等」に、「新植、人工下種」を「植栽、播種」に、「保育」を「下刈り」に改め、「除・間伐」を削り、同様式の別紙2中「特殊林地改良事業」を「特定林地改良」に、

「数量 本 kg」を「数量 本/ha kg/ha」に、「数量 kg」を「数量 kg/ha」に改め、同様式の別紙3を次のように改める。

別紙3

造 林 事 業 実 行 経 費

( 市町村 )

番 号		市 町 字 村					
区 分		経 費					備 考
		形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	
直	資 材	種					
		苗	小 計				
		肥 料					
	費	計					
		地 拵					
	営	植 付					
ま き つ け							

業	事	務	苗 木 運 搬						
			樹 下 植 栽 等						
			下刈り (普通下刈)						
			下刈り (施肥下刈)						
			枝 打 ち						
			除 伐						
			保 育 間 伐						
			間 伐						
			計						
業	費	間	共 通 仮 設 費						
			現 場 監 督 費						
			社 会 保 険 料 等						
			計						
合 計									
業	請 負 事	委 託 料							
		工 事 請 負 費							
		合 計							

(注) 申請者が市町村の場合に添付すること。

**附 則**

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県告示第180号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域を、及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の漁港管理者が指定する物件
泡瀬漁港	泡瀬漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び中部農林土木事務	1 船舶 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定す

	所において縦覧に供する。)	る使用済み自動車並びにこれらの部品 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）第2条に規定する廃棄物
--	---------------	---

**沖縄県告示第181号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域を、及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の漁港管理者が指定する物件
辺土名漁港	辺土名漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。）	1 船舶 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済み自動車並びにこれらの部品 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）第2条に規定する廃棄物

**沖縄県告示第182号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域を、及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の漁港管理者が指定する物件
泊漁港	泊漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び南部農林土木事務所に於いて縦覧に供する。）	1 船舶 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済み自動車並びにこれらの部品 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）第2条に規定する廃棄物

**沖縄県告示第183号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域を、及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の漁港管理者が指定する物件

名護漁港	名護漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶</li> <li>2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済み自動車並びにこれらの部品</li> <li>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）第2条に規定する廃棄物</li> </ol>
------	--	--

**沖縄県告示第184号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域を、及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の漁港管理者が指定する物件
平敷屋漁港	平敷屋漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び中部農林土木事務所において縦覧に供する。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶</li> <li>2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済み自動車並びにこれらの部品</li> <li>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）第2条に規定する廃棄物</li> </ol>

**沖縄県告示第185号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域を、及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

なお、平成18年沖縄県告示第202号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）及び平成18年沖縄県告示第878号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）は、廃止する。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の漁港管理者が指定する物件
糸満漁港	糸満漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び南部農林土木事務所において縦覧に供する。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶</li> <li>2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済み自動車並びにこれらの部品</li> <li>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）第2条に規定する廃棄物</li> </ol>

**沖縄県告示第186号**

沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）第11条第1項第1号の規定により、泡瀬漁港の漁港施設用地のうちK2-1漁船保管施設用地の一部を、外郭施設のうち第3波除堤を同号に規定する知事が指定する施設として指定する。

なお、指定する施設の図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び中部農林土木事務所に据え置き、縦覧に供



する。

平成29年 3月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

---

#### 沖繩県告示第187号

沖繩県漁港管理条例（昭和50年沖繩県条例第33号）第11条第1項第1号の規定により、辺土名漁港の外郭施設のうち第2西防波堤の一部及び第1波除堤の一部を同号に規定する知事が指定する施設として指定する。

なお、指定する施設の図面を沖繩県農林水産部漁港漁場課及び北部農林水産振興センターに据え置き、縦覧に供する。

平成29年 3月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

---

#### 沖繩県告示第188号

沖繩県漁港管理条例（昭和50年沖繩県条例第33号）第11条第1項第1号の規定により、名護漁港の外郭施設のうち第7波除堤及び第4波除堤を同号に規定する知事が指定する施設として指定する。

なお、指定する施設の図面を沖繩県農林水産部漁港漁場課及び北部農林水産振興センターに据え置き、縦覧に供する。

平成29年 3月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

---

#### 沖繩県告示第189号

沖繩県漁港管理条例（昭和50年沖繩県条例第33号）第11条第1項第1号の規定により、平敷屋漁港の漁港施設用地のうちV4漁港関係補助事業用地の一部及びZ2船舶保管施設用地を同号に規定する知事が指定する施設として指定する。

なお、指定する施設の図面を沖繩県農林水産部漁港漁場課及び中部農林土木事務所に据え置き、縦覧に供する。

平成29年 3月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

---

#### 沖繩県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖繩県告示第87号で認可した名護都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画下水道事業
  - (2) 名称 名護市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和63年2月2日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和63年沖繩県告示第87号及び昭和64年沖繩県告示第6号の事業地のうち、名護市字喜瀬上間原を削り、名護市字喜瀬部瀬名原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 昭和63年沖繩県告示第87号及び昭和64年沖繩県告示第6号の事業地に、名護市字喜瀬宮原、部瀬名原及び上間原、字幸喜瀬長原及び西間原を加える。
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更及び事業地の変更

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成29年4月27日まで縦覧に供する。

平成29年3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人お父さんの家におかえりなさい
- 3 代表者の氏名 伊藤嘉子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2753番地127
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域及び地域住民に対して、世代間の交流の活性化や幅広い世代が愛をもって互いに助け合うコミュニティーの形成を目指し、キリスト教精神に基づき、高齢者福祉サービス事業及び子どもの健全育成等に関する事業を行い、幅広い世代の人が豊かに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成29年4月23日まで縦覧に供する。

平成29年3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おきなわ環境監査機構
- 3 代表者の氏名 金城信之
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆310-1番地2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、環境負荷に関連する環境及び土木工事において、全国的なネットワークを構築し、環境負荷を限りなくゼロに近づけるために、情報の提供及びコンサルティングに関する事業を行い、次世代に負の遺産を残さない環境を形成することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成29年4月26日まで縦覧に供する。

平成29年3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄知の風
- 3 代表者の氏名 瀬名波榮喜
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター
- 5 定款に記載された目的 この法人は、全国唯一である金融特区の存在と沖縄の地域特性を活かし、金融分野をはじめ社会全体が戦略的な経済振興を实践する上で必要となる「知」の育成に関する中核的母体を構築することによって、沖縄県内外のすべての法人および個人に対し、学術機関との連携を密にした高度な社会教育の場を提供し、「知」が集積する情報化された先端的まちづくりの推進を図りながら、グローバルな感覚とハイエンドな職業能力を有する人材を持続的に輩出することによって、地域経済の自立的発

展に大きく寄与することを目的とする。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第4号

文化観光スポーツ部

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程（昭和61年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「24日」を「12日」に、「48日」を「72日」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

### 沖縄県訓令第5号

知 事 部 局

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

通訳・翻訳嘱託員設置規程（平成3年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び国際交流」を「、国際交流及び空手振興」に改める。

第4条第2項中「文化観光スポーツ部交流推進課長」の次に「若しくは空手振興課長」を加え、「又は国際交流」を「、国際交流又は空手振興」に改め、同項の表中「及び専門嘱託員」を削る。

第8条第1号中「第5条」を「第4条」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3月10日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

#### 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

（沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正）

**第1条** 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（勤勉手当の特例）

5 病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員の勤勉手当については、当分の間、第22条第2項の規定にかかわらず、沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成29年沖縄県病院事業局管理規程第2号）第1条及び第2条の規定による改正前の第22条第2項の規定の例による。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

病院事業行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700

	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
	94		294,000	341,800						

再任用職員以外の職員

	95		294,400	342,300						
	96		294,800	342,700						
	97		295,000	342,800						
	98		295,300	343,300						
	99		295,700	343,700						
	100		296,100	344,000						
	101		296,300	344,300						
	102		296,600	344,700						
	103		297,000	345,100						
	104		297,300	345,500						
	105		297,500	346,000						
	106		297,800	346,400						
	107		298,200	346,800						
	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200							
	115		300,500							
	116		300,900							
	117		301,100							
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2病院事業医療職給料表(2)及び病院事業医療職給料表(3)を次のように改める。

病 院 事 業 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300

	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		
101		292,700	329,300	350,800		
102		292,900	329,600	351,200		
103		293,100	330,000	351,600		
104		293,400	330,200	352,000		
105		293,700	330,300	352,500		
106			330,600			
107			331,000			
108			331,200			
109			331,400			
110			331,800			
111			332,200			
112			332,600			



	113			332,800			
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900

	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
再任	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		

用職 員以 外の 職員	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
	94	280,900	314,200	347,600	365,600			
	95	281,800	314,900	348,300	366,000			
	96	282,800	315,500	348,900	366,300			
	97	283,600	316,200	349,300	366,900			
	98	284,400	316,500	349,700	367,400			
	99	285,000	317,100	350,200	367,900			
	100	285,900	317,800	350,600	368,400			
	101	286,700	318,200	351,100	369,000			
	102	287,500	318,800	351,500	369,500			
	103	288,300	319,400	352,000	370,000			
	104	289,100	320,000	352,400	370,400			
	105	289,800	320,400	352,700	371,000			
	106	290,300	320,900	353,200	371,500			
	107	290,800	321,400	353,600	372,000			
	108	291,300	321,900	353,900	372,500			
	109	291,500	322,300	354,400	373,100			
	110	291,800	322,700	354,900	373,500			
	111	292,000	323,000	355,400	374,000			
	112	292,400	323,300	355,900	374,500			
	113	292,700	323,700	356,400	375,100			
	114	292,900	324,100	356,900				
	115	293,300	324,500	357,400				
	116	293,600	324,800	357,800				
	117	293,900	325,000	358,200				
	118	294,200	325,300	358,600				
	119	294,500	325,700	359,100				
	120	294,900	325,900	359,600				
	121	295,200	326,100	360,000				
	122	295,600	326,400	360,500				
	123	295,900	326,700	361,000				
	124	296,300	327,000	361,500				
	125	296,500	327,200	361,800				
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					
	130	297,900	328,500					

	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。  
別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

病院事業現業業務従事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200

	53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
	54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	358,100
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	358,600
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	359,100
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	359,500
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	360,000
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	360,500
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	361,000
	77	213,100	255,000	286,900	313,400	361,400
	78	213,800	255,400	287,400	313,700	361,900
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	362,400
	80	214,900	256,400	288,300	314,300	362,900
	81	215,600	256,700	288,700	314,600	363,300
	82	216,100	257,000	289,100	314,900	363,800
	83	216,700	257,300	289,600	315,200	364,300
	84	217,400	257,600	290,100	315,500	364,800
	85	218,000	257,800	290,500	315,700	365,200
	86	218,600	258,000	291,100	316,100	
	87	219,100	258,300	291,700	316,400	
	88	219,800	258,600	292,300	316,600	
	89	220,300	258,800	292,600	316,800	
	90	220,900	259,000	293,100	317,100	
	91	221,500	259,400	293,600	317,400	
	92	222,000	259,600	294,000	317,700	
	93	222,400	259,900	294,400	317,900	
	94	222,900	260,300	294,900	318,200	
	95	223,400	260,600	295,400	318,500	
	96	223,900	260,900	295,900	318,700	
	97	224,500	261,100	296,200	318,900	
	98	225,000	261,400	296,600	319,200	
	99	225,500	261,600	297,100	319,500	
	100	226,000	261,900	297,600	319,700	
	101	226,400	262,200	298,000	319,900	
	102	226,900	262,400	298,400		
	103	227,500	262,700	298,700		
	104	228,100	263,000	299,000		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

	105	228,500	263,200	299,300		
	106	229,000	263,400	299,700		
	107	229,500	263,700	300,100		
	108	229,900	263,900	300,500		
	109	230,100	264,200	300,800		
	110	230,500	264,500	301,200		
	111	231,000	264,800	301,600		
	112	231,500	265,000	301,900		
	113	231,800	265,200	302,100		
	114	232,300	265,500	302,400		
	115	232,800	265,700	302,700		
	116	233,300	265,900	302,900		
	117	233,600	266,200	303,100		
	118	234,000	266,500	303,400		
	119	234,400	266,800	303,700		
	120	234,800	267,100	303,900		
	121	235,200	267,200	304,100		
	122		267,500	304,400		
	123		267,800	304,700		
	124		268,100	304,900		
	125		268,200	305,100		
	126		268,500	305,400		
	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。  
別表第4中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

別表第5中「140,100」を「141,600」に、「190,200」を「191,700」に、「226,400」を「227,900」に、「259,900」を「261,100」に、「286,200」を「287,100」に、「317,000」を「317,700」に、「361,300」を「361,800」に、「406,900」を「407,300」に、「457,200」を「457,600」に改め、同表備考2中「157,300円」を「158,800円」に改める。

別表第6の1の表中「243,300」を「245,200」に、「328,600」を「330,500」に、「394,300」を「395,500」に、「470,100」を「470,600」に改め、別表第6の2の表中「145,000」を「146,500」に、「182,900」を「184,400」に、「218,200」を「219,800」に、「244,400」を「245,900」に、「277,100」を「278,100」に、「324,900」を「325,500」に改め、別表第6の3の表中「158,400」を「160,100」に、「185,900」を「187,600」に、「234,300」を「236,000」に、「257,300」を「258,900」に、「283,000」を「284,100」に、「328,200」を「328,800」に、「372,900」を「373,300」に改め、同表備考2中「203,500円」を「205,200円」に改める。

**第2条** 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同

項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年3月10日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（沖縄県病院事業企業職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定並びに次項及び附則第4項の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与規程第22条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は平成28年12月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 この規程の施行に伴う平成28年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第56号）附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。  
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、次のとおり連携科目等を追加指定した。

平成29年3月10日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地 専修学校インターナショナルデザインアカデミー 那覇市泉崎1丁目13番3号
- 2 追加指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ファッション造形基礎	ファッション造形基礎
ビジネス情報	ビジネス情報
課題研究	課題研究

- 3 指定年月日 平成29年2月24日

### 沖縄県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、連携科目等の指定を次のとおり解除した。

平成29年3月10日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地 専修学校インターナショナルデザインアカデミー 那覇市泉崎1丁目13番3号
- 2 指定を解除した連携科目等



連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
商業技術	商業技術

3 指定解除年月日 平成29年 2月24日

## 収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月10日

沖縄県収用委員会

会長 宮 城 哲

### 沖縄県収用委員会規則第 1 号

#### 沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則

沖縄県収用委員会規則（昭和50年沖縄県収用委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のとおり改める。

（会長の専決事項）

**第 6 条** 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 法第41条において準用する法第19条の規定による裁決申請書及びその添付書類の欠陥の補正命令並びに補正しない場合の却下
- (2) 法第42条第 1 項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写しの送付並びに裁決の申請があつた旨の通知
- (3) 法第42条第 5 項（法第47条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による知事が求める書類の送付
- (4) 法第45条第 1 項の規定による裁決の申請があつた旨の通知
- (5) 法第45条の 2 の規定による裁決手続開始を決定した旨の公告及び裁決手続開始の登記の嘱託
- (6) 法第46条第 2 項及び法第94条第 5 項（法第124条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による審理の期日及び場所の通知
- (7) 法第47条の 3 第 5 項において準用する法第19条第 1 項前段の規定による明渡裁決の申立てに関する書類の欠陥の補正命令
- (8) 法第47条の 4 第 1 項の規定による明渡裁決の申立てに関する書類の写しの送付及び明渡裁決の申立てがあつた旨の通知
- (9) 法第50条第 4 項（法第94条第 6 項（法第124条第 3 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による和解調書の正本の送達
- (10) 法第65条第 3 項（法第94条第 6 項（法第124条第 3 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証票の発行
- (11) 法第66条第 3 項（法第94条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による裁決書の正本の送達
- (12) 法第94条第 4 項において準用する法第19条の規定による裁決申請書の欠陥の補正命令及び補正しない場合の却下
- (13) 法第117条において準用する法第19条の規定による確認申請書の欠陥の補正命令及び補正しない場合の却下
- (14) 法第118条第 1 項の規定による確認申請書の写しの送付
- (15) 法第120条において準用する法第66条第 3 項の規定による確認書及び確認拒否書の正本の送達
- (16) 法第123条第 3 項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用許可の通知
- (17) 法第138条において準用する法各条に規定する事務のうち前各号に相当する事務
- (18) 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号。以下「政令」という。）第 1 条の 9 の規定による裁決手続開始の決定の通知
- (19) 政令第 1 条の10の規定による明渡裁決の申立てがあつた旨の通知
- (20) 政令第 1 条の14の規定による差押えに係る配当機関への通知

- (21) 政令第5条の規定による公示送達
- (22) 政令第6条の2において準用する政令第5条の規定による公示の通知
- (23) 政令第6条の3第2項の規定による代理人の数の制限の通知
- (24) 土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「省令」という。）第20条の規定による確認証書の交付
- (25) 省令第22条第2項の規定による支払委託書の送付
- (26) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の規定に基づき、公文書の開示等に関する決定（重要な公文書の開示等の決定に関するものを除く。）を行うこと。
- (27) 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する決定（重要な個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する決定を除く。）を行うこと。
- (28) 前各号に掲げるほか、回答、依頼その他の軽易な事項の処理を行うこと。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--